

生活衛生システム導入業務委託事業候補者選考方針

1 基本的事項

生活衛生システム導入業務委託事業候補者は、システム導入等の豊富な実績とノウハウがあると同時に、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、生活衛生システム導入業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

第一次審査結果は、平成31年4月11日（木）までに、提案書類を提出した全ての事業者にも文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、提出書類に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、事業候補者を選考します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。プレゼンテーション及びヒアリングは同じ日に行います。

プレゼンテーションではパッケージ・ソフトウェアの概要、画面展開等の説明及び操作デモンストレーションを実施していただきます。持ち時間は30分～1時間程度です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、第二次審査のプレゼンテーションは必ずプロジェクトリーダーが行ってください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者にも別途通知します。

ア 実施日時

平成31年4月下旬（日程は別途通知します）

イ 実施場所

港区みなと保健所

ウ 結果通知

平成31年5月上旬に、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び第二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。また、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。なお、選考終了まで選考委員名は公表しません。

3 審査項目及び配点

(1) 全体の配点

全体の配点は以下のとおりとし、第一次審査で合計点の高い2、3社程度を通過者とし、第一次審査通過者について、第二次審査を実施します。

審査	審査区分	委員一人	委員合計
第一次審査	選考委員審査	260点	1300点
	事務局審査		1016点(*1)
	加点		116点(*2)
第二次審査	選考委員審査	200点	1000点
第一次審査／第二次審査合計			3432点

(*1) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価を含む(第一次審査の合計評価点の5%を内数として配点)

(*2) 区内事業者の評価(第一次審査合計評価点の5%を加点)

(2) 各評価項目の採点方法について

ア 選考委員審査

第一次審査は0～10点まで、第二次審査は0～40点までの5段階評価とします。

項目	配点 (第一次審査)	配点 (第二次審査)
特に優れている	10点	40点
優れている	8点	30点
普通	5点	10点
やや劣る	2点	5点
劣る	0点	0点

イ 事務局審査 (提案するパッケージの実績の評価)

提案するパッケージの実績の評価は提案書類記載の「特別区での生活衛生システム導入実績件数」に基づき、事務局が評価点を下記基準により機械的に採点します。

なお、「生活衛生システム」は区の想定する6つのサブシステム(食品衛生、環境衛生、特定給食、畜犬、医務・薬事衛生、検査)のうち、複数のサブシステムを組み合わせ特別区内にて導入した実績を評価します。単一サブシステムの導入実績は含めません。

項目	配点 (第一次審査)
特別区内での導入件数が5件以上	50点
特別区内での導入件数が4件	40点
特別区内での導入件数が3件	30点
特別区内での導入件数が2件	20点
特別区内での導入件数が1件	10点
特別区内での導入件数が0件	0点

ウ 事務局審査 (機能要件、帳票要件)

機能要件、帳票要件は様式4「機能要件適合度回答書」、様式5「帳票要件適合度回答書」に基づき、事務局が下記基準により機械的に採点后、(*1)に定める評価方法により評価点を算出します。

項目	配点
すでに実現できている (①欄)	3点
代替方法・カスタマイズにより対応可能 (②欄)	1点
対応不可能 (③欄)	0点

(*1) 回答書を採点后、以下の評価方法により評価点を算出します。

<u>機能要件評価点 (配点500点)</u> 「評価点 = (回答書採点結果 / 回答書満点) × 機能要件配点 (500点)」
<u>帳票要件評価点 (配点150点)</u> 「評価点 = (回答書採点結果 / 回答書満点) × 帳票要件配点 (150点)」

エ 事務局審査 (価格の評価)

価格の評価は様式7-1「見積明細様式」、様式7-2「5年間のシステム構築概算費用見積書様式」に基づき、事務局が評価点を下記基準により機械的に採点します。なお、予算規模は、「システム導入経費及び導入初年度の運用・保守経費の合計 (税込)」であることに注意してください。

<u>価格評価点 (価格配点200点)</u> 「価格評価点 = (各社提案価格の平均額 / 当該提案価格) × 価格配点 × 0.5」 ※小数点以下四捨五入 ※平均価格は参加事業者の提出見積書の平均額 ※価格評価点が価格配点を超える場合は、価格評価点 = 価格配点とする。

(3) 各評価項目の配点について

ア 第一次審査

項目	配点	備考
1 財政状況等の評価 (法人の財政状況及び納税証明書において問題がある場合は他の評価はしない)	—	
1 財務状況等(会社概要、技術力、セキュリティへの取り組みや社員教育)	—	
2 提案するパッケージの実績の評価	50点	【事務局審査】
3 組織体制の評価	30点	
1 組織体制	10点	
2 重視するポイント	10点	
3 統括責任者、プロジェクトリーダーの経験について	10点	
4 本プロジェクトに対する理解の評価	30点	
1 本プロジェクト等についての認識・理解	10点	
2 本プロジェクトの実施方針	10点	
3 制度等改正への対応について	10点	

5	システム構成及び特徴の評価	50点	
	1 パッケージシステムの構成	10点	
	2 パッケージシステムの特徴・アピールポイント	10点	
	3 画面設計	10点	
	4 データ制御処理	10点	
	5 事務処理の迅速性・効率性	10点	
6	環境構築の評価	10点	
	1 拡張性	10点	
7	導入・テストの評価	50点	
	1 スケジュール	10点	
	2 導入	10点	
	3 データ移行	10点	
	4 テスト	10点	
	5 研修	10点	
	6 区への要求事項	—	
8	運用・保守要件の評価	40点	
	1 障害対策	10点	
	2 セキュリティ	10点	
	3 保守	10点	
	4 保守経費の妥当性	10点	
9	機能要件の適合度(目標)	510点	
	1 機能要件充足度	500点	【事務局審査】
	2 付属機能	10点	
10	帳票要件の適合度(目標)	160点	
	1 帳票要件充足度	150点	【事務局審査】
	2 付属機能	10点	
11	カスタマイズの評価	20点	
	1 カスタマイズを抑制する工夫	10点	
	2 カスタマイズの判断基準	10点	
	3 カスタマイズの影響を減らす工夫	—	評価対象外
12	その他、提案の評価	10点	
	1 その他、自由提案	10点	
	2 提案の前提条件	—	評価対象外
13	価格の評価	200点	【事務局審査】
14	ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 ※合計評価点の5%を配点	116点	【事務局審査】
15	区内事業者の参加 ※合計評価点の5%を加点	116点	【事務局審査】
第一次審査合計点(選考委員5名及び事務局審査の合計点)		2432点	

イ 第二次審査

項目	配点
1 実施体制 (システム導入体制、会議体等)	40点

2 システム障害時の対応（復旧体制、迅速性等）	40点
3 実現性（予算規模・導入スケジュールの実現性等）	40点
4 画面構成、画面展開の操作性（見やすさ、レスポンスタイム等）	40点
5 総合（プレゼンテーション）（提案書との整合性、課題への理解、意欲等）	40点
第二次審査合計点（選考委員5名の合計点）	1000点

4 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

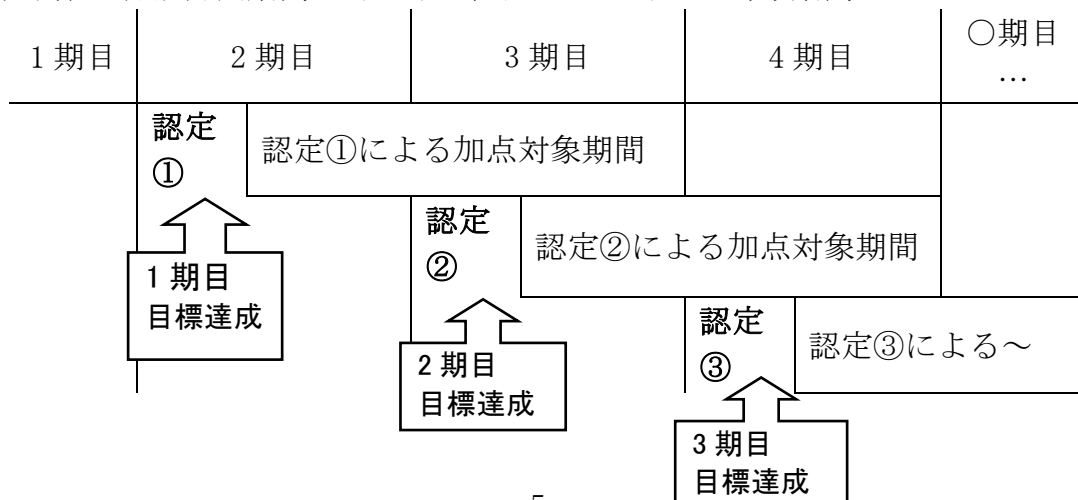
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目としています。以下の評価条件に該当する場合に、第一次審査の合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点します。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



5 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>

- (1) 共同事業体構成書（様式3-1）
- (2) 共同事業体協定書兼委任状（様式3-2）
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）（様式3-3）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

6 募集方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 平成31年3月1日（金）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 平成31年3月26日（火）をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。